

八幡平市監査委員告示第4号

平成31年3月25日付け八監査第152501号の定期監査（平成31年1月実施分）の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年4月25日

八幡平市監査委員 村 山 巧
八幡平市監査委員 井 上 辰 男

措置内容 別紙のとおり

平成 31 年 1 月定期監査指摘事項の措置状況通知書

建設課

平成 31 年 1 月 10 日監査実施

指摘事項	措置状況	再発防止策	改善、検討措置の実施等年月日
<p>随意契約に係る合議の不実行について 平成30年度の「山崎堀切地区河川公園維持管理業務」の契約伺いについて、契約金額が50万円以上の500,040円であるにもかかわらず、総務課長への合議を行わずに委託契約を締結し、予算を執行している。これは、明らかに不適切である。</p> <p>予算執行に係る伺いの際の関係課との合議の不実行事案については、去る11月に実施した定期監査において、関係課における共通事項として指摘したところである。しかしながら、未だ、不徹底と言わざるを得ない。八幡平市予算規則第12条には、補助金等を交付する場合等にあつては、合議事項及び合議区分の定めるところにより、「合議をしなければならない」旨、規定されており、予</p>	<p>随意契約に係る合議については、八幡平市予算規則第12条の規定に基づき、総務課長の合議を受け、是正しました。</p>	<p>本事案の再発防止対策としまして、起案時点での起案者による八幡平市予算規則の確認と決裁者それぞれの予算規則の確認を徹底し、再発防止に努めます。</p>	<p>平成 31 年 1 月 10 日</p>

<p>算の執行に当たっては、その都度、予算規則等の関係例規を確認して適時・適切に合議を行い、規則等に定める決裁区分に則した決裁を得たうえで、適正に予算を執行すること。</p>			
---	--	--	--